



# 介護保険料などを軽減

5月9日(月)から軽減申請の受け付けを開始

所得が少なく、介護保険料などの支払いが困難な65歳以上(第1号被保険者)の人を対象にした、帯広市独自の軽減制度があります。

**問い合わせ** 介護高齢福祉課(市庁舎1階、介護保険料の軽減・減免は総務・保険料係、☎65・4150、介護サービス利用料は介護認定給付係、☎65・4151)、介護保険料の納付相談・徴収猶予は収納課(市庁舎2階、☎65・4128/4129/4126)

## みんなで支え合う介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支え合う制度です。介護保険の運営に必要な財源は、約半分を40歳以上の皆さんが負担する保険料で、残りを公費で賄っています。保険料は、介護が必要となった人が、介護サービスを利用したときに使われます。誰もが安心して介護サービスを利用できるように、保険料の納付にご理解をお願いします。

65歳以上の人の令和4年度介護保険料額は、6月中旬に郵送でお知らせします。

介護保険は、介護が必要となった

## 介護保険料の軽減申請の受け付け

**軽減の対象者** 預貯金などの資産を活用してもなお生活が困難な人で、次のいずれかに該当する場合。  
▼令和4年度の保険料段階※の見込みが表1の第2段階から第5段階の人で、令和3年中の世帯

表1 保険料段階別の対象者と軽減対象者

所得段階	対象者	軽減の該当になる場合
第1段階	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	表2の合計収入の基準に該当するか、世帯1人当たりの前年収入額が40万228円(老齢福祉年金相当額)以下
	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第2段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	
第3段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	
第4段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第5段階	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	

・上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」や「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」、「公的年金等に係る雑所得」などを差し引いた額です。また、給与所得や公的年金にかかる雑所得がある場合は、税制改正の影響を受けないように調整しています。  
・世帯状況は、毎年4月1日時点(年度途中で65歳になる人、市外から転入された人はその時点)が基準となります。  
・第6段階以上(本人課税)の人は該当しません。

表2 世帯全員の合計収入の基準

世帯区分	令和3年中の収入
単身世帯	130万円以下(入院か介護保険施設に入所している場合は110万円以下)
2人世帯	190万円以下
その他の世帯	上記に1人増えるごとに60万円を加えた額以下

・資産の保有状況などにより軽減に該当しない場合があります。

表3 利用料などの軽減制度

軽減されるサービス	利用者負担分から軽減される割合など	軽減されるための条件
<b>1 在宅サービスの利用者負担軽減</b> ○訪問介護・通所介護 ○(介護予防)訪問入浴介護・訪問看護 ○( // )訪問リハ・通所リハ ○( // )認知症対応型通所介護 ○( // )小規模多機能型居宅介護 ○( // )短期入所生活介護 ○( // )短期入所療養介護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○総合事業によるサービスのうち、訪問介護、通所介護、てだすけサービス、つながりサービス	<b>50%</b>  =内容= ・利用料 ・食費 ・滞在費	①世帯全員が市町村民税非課税 ②年間収入が単身世帯で150万円以下(※世帯1人増えるごとにプラス50万円) ③預貯金の額が単身世帯で350万円以下(※世帯1人増えるごとにプラス100万円) ④日常生活に供する資産以外の資産を有していない ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない ⑥介護保険料を滞納していない
<b>2 施設サービスの利用者負担軽減</b> ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設	<b>25%または50%</b> ☆利用者の収入の状況により軽減率が決定します。	生活保護受給者
<b>3 生活保護受給者の利用者負担軽減</b> ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所生活介護 ○( // )小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護	<b>50%または100%</b> ☆利用する施設により割合が異なります。	

帯全員の収入額が表2の基準以下  
▼世帯1人当たりの令和3年中の収入額が40万228円(老齢福祉年金相当額)以下  
※令和4年度の保険料段階が決定するのは、市民税の賦課状況が確定する6月です。受付期間内には保険料段階が確定していないので、見込みで申請してください。

## 5月9日(月)から申請受け付け

軽減の基準に当てはまると思われる人は、介護高齢福祉課に申請してください。期間を過ぎても随時受け付けますが、期間内に申請して軽減が認められると、6月中旬にお知らせする保険料が軽減後の額になります。  
令和3年度に軽減が認められた人には、受付開始日前に申請書類を送付します。

新たに申請する場合は、あらかじめ介護高齢福祉課総務・保険料係へ問い合わせください。事情をお聞きした上で、申請書などを郵送します。  
感染症拡大防止の観点から、郵送による申請にご協力ください。

**受付日時** 5月9日(月)13日(金)、8時45分～17時30分

**場所** 介護高齢福祉課

**申請に必要なもの** 令和3年1月～12月の世帯全員の収入額が分かる書類(令和3年の公的年金や給与などの源泉徴収票、遺族・障害年金の振込通知書など)

## 特別な事情で保険料の支払いが困難な場合

介護保険には、保険料の減免と

徴収猶予の制度があります。災害や失業などで著しい収入の減少があり、一時的に保険料が納められなくなった場合は、早めに介護高齢福祉課総務・保険料係(減免)、収納課(徴収猶予)へ相談してください。

**対象要件**

- ▼災害や火災などで家財に著しい損害を受けたとき
- ▼死亡や心身障害、3カ月以上の長期入院により著しい収入減があったとき
- ▼事業の休業や損失、失業により著しい収入減があったとき
- ▼冷害などで農作物が不作になり著しい収入減があったとき

## 介護サービス利用料などの軽減制度

表3の介護サービスを利用する場合、同表の「軽減されるための条件」にすべて当てはまる人は、申請すると利用料などが軽減される制度がありますので、利用者負担軽減の手続きをしてください。

詳細は、介護高齢福祉課介護認定給付係か担当のケアマネジャー、介護保険施設へ問い合わせください。

## 申請に必要なもの

- ①世帯全員の令和2年1月～12月の収入が分かる書類(令和2年の公的年金などの源泉徴収票、遺族・障害年金、恩給の振込通知書など)
- ②世帯全員の預金通帳(令和2年1月～提出月までの内容が記載されているもの)、有価証券など